

新たに開設した地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、次の業務等を行っています。

介護予防ケアマネジメント

要支援1又は2の人や、支援や介護が必要になるおそれがある人などを対象に、介護予防計画の作成、その計画に基づいたサービス利用に関する支援を行います。

地域支援の総合相談

介護保険だけでなく、介護保険以外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。

権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待の早期発見・防止などに努めます。

ケアマネジメント支援

地域のケアマネジャーなどとのネットワークを構築し、ケアマネジャーが円滑に業務を行えるように支援します。

東部 地区地域包括支援センター



対象地区
・鹿屋東中校区
・串良地区



【問い合わせ】 笠之原町 1910-2
0994-40-3751

北部 地区地域包括支援センター



対象地区
・高隈中校区
・鹿屋中校区
・輝北地区



【問い合わせ】 大手町 14-22
0994-40-8333

西部 地区地域包括支援センター



対象地区
・第一鹿屋中校区
・花岡中校区



【問い合わせ】 大浦町 14028-6
0994-40-9855

南部 地区地域包括支援センター



対象地区
・田崎中校区
・大始良中校区
・高須中校区
・吾平地区



【問い合わせ】 吾平町 3805
0994-58-5900

地域包括支援センターが より身近になりました



市では、高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で、その人らしい生活が継続できるよう、保健師や社会福祉士などが連携して総合的な支援を行う地域包括支援センターを市内の4地区に新たに開設しました。

より身近になった地域包括支援センターを、ぜひ、ご利用ください。

介護保険制度は、サービス利用者数や介護給付費の増加が予想されることから、今年4月に介護予防にも重点を置いた制度に改正されました。これに伴い、市では、市役所内に地域包括支援センターを設置して、制度改正により新たに要支援1又は2に認定された人をはじめ、介護や支援を必要とする高齢者や家族に対する相談・支援を行ってききました。

そして、今年10月からは、より地域に密着した事業を展開させるため、市内を大きく4地区に分け、それぞれの地区に新たに地域包括支援センターを開設しました。

各センターには、介護サービス計画を作成するケアマネジャーの指導などを行う主任ケアマネジャーや、介護に関

市役所内に地域包括支援センターを設置して、制度改正により新たに要支援1又は2に認定された人をはじめ、介護や支援を必要とする高齢者や家族に対する相談・支援を行ってききました。

そして、今年10月からは、より地域に密着した事業を展開させるため、市内を大きく4地区に分け、それぞれの地区に新たに地域包括支援センターを開設しました。

各センターには、介護サービス計画を作成するケアマネジャーの指導などを行う主任ケアマネジャーや、介護に関

する相談など様々な支援を行う社会福祉士、要介護状態にならないための予防や悪化の予防活動を行う保健師などが配置されており、高齢者への総合的な支援を行っています。また、現在市役所内にある地域包括支援センターは、4つの地域包括支援センターが円滑に業務を行えるようにサポートします。

詳しくは、お問い合わせください。

【問い合わせ】
市地域包括支援センター
0994-4312111
内線3750・3751